

松江市告示第 53 号

松江市が行う調達契約等からの暴力団排除要綱を次のように定める。

平成 25 年 3 月 18 日

松江市長 松 浦 正 敬

松江市が行う調達契約等からの暴力団排除措置要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市が発注する工事又は製造の請負、物品の購入その他の契約（以下「調達契約等」という。）から暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を排除するために行う措置（以下「暴排措置」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。次号において「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 役員等 法人その他の団体（以下「法人等」という。）において、業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人等に対し業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- (4) 小規模修繕工事等業者登録 松江市小規模修繕工事等希望者登録要領

(平成 18 年松江市告示第 365 号) 第 5 条に規定する名簿への登録をいう。

(暴排措置対象者)

第 3 条 暴排措置の対象となるもの(以下「暴排措置対象者」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 役員等が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
- (4) 暴力団員であることを知りながら暴力団員を役員等として使用し、又は雇用している法人等
- (5) 不正な利益を得る目的又は第三者に損害若しくは危害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人等
- (6) 暴力団又は暴力団員に資金等を提供するなど、暴力団の活動に関与している者
- (7) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供するなど、暴力団の活動に関与している法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員が実質的に経営又は運営に関与している法人等であることを知りながら、当該法人等と下請契約、業務の委託契約、資材の購入契約等を締結している法人等
- (9) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

(入札からの排除)

第 4 条 市長は、市が実施する入札の参加資格(以下「入札参加資格」という。)を暴排措置対象者に与えないものとする。

2 市長は、暴排措置対象者が既に入札参加資格を得ている場合は、当該入札参加資格を取り消すものとする。

(小規模修繕工事等業者登録からの排除)

第5条 市長は、暴排措置対象者の小規模修繕工事等業者登録をしないものとする。

2 市長は、暴排措置対象者が既に小規模修繕工事等業者登録されている場合は、当該登録を抹消するものとする。

(随意契約の禁止)

第6条 市長は、暴排措置対象者と随意契約で調達契約等を行ってはならない。ただし、当該調達契約等の目的及び内容から市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(下請等からの排除)

第7条 市と調達契約等を締結する者は、当該調達契約等に係る業務の下請又は再委託(数次の下請又は再委託を含む。以下「下請等」という。)に暴排措置対象者を関与させてはならない。

(契約の解除)

第8条 市長は、調達契約等の相手方又は当該調達契約等に係る業務の下請等をする者(以下「下請負人」という。)が暴排措置対象者であることを知った場合は、当該調達契約等を解除するものとする。ただし、当該調達契約等の目的及び内容から市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(不当介入等に対する措置)

第9条 市長は、調達契約等の相手方が当該調達契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)から工事妨害等の不当介入又は下請等参入の不当要求(以下「不当介入等」という。)を受けたときは、直ちに警察へ通報し、捜査上必要な協力をするとともに、速やかに市長

へ報告するよう指導するものとする。

- 2 市長は、調達契約等の相手方に対し、当該調達契約等の相手方が直接又は間接に指揮又は監督を行うべき下請負人が、暴力団員等から不当介入等を受けたときは、直ちに警察へ通報し、捜査上必要な協力をするよう指導を行うことを求めるものとする。
- 3 市長は、調達契約等の相手方又は下請負人が暴力団員等から不当介入等を受けたことにより当該契約の履行の遅延等の発生するおそれがあると認められる場合は、警察への通報及び市長への報告をしているときに限り、必要に応じて、工程の調整、履行期限の延長等の措置を講ずるものとする。
- 4 市長は、調達契約等の相手方が暴力団員等からの不当介入等を受けたにもかかわらず、警察への通報又は市長への報告を怠ったと認められるときは、当該調達契約等の相手方に対して注意喚起をするほか、必要な措置を講ずるものとする。

(警察との連携)

第10条 市長は、この要綱の運用に当たっては、警察との密接な連携を行うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。